中小企業者資格取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業従業員等の人材育成又は生産性向上のため、業務に 関わる全ての資格取得を対象として、受検手数料の補助を行うことにより、従業員の スキルアップと雇用の継続に繋げ、市内の産業振興に資することを目的とする。

(補助要件)

- 第2条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれの 要件を満たすものとする。
 - (1) 市内に事業所を有すること。
 - (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する者。

(補助対象)

- 第3条 補助対象は、次の各号に掲げるものを受検した市内事業所に勤務する常勤の従 業員(高度外国人材を含む)を有する事業所とする。
 - (1) 各都道府県職業能力開発協会が行う「技能検定」
 - (2) 施工管理技士や建設機器運転士等の国家資格など
 - (3) 団体等が行う「溶接技能者評価試験」など
 - (4) 事業主が業務の遂行に必要と認めた資格
- 2 前項に掲げるものに要する実技試験及び学科試験などの手数料等で事業所が支払った費用を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、前条第2項に規定する補助対象経費の実費とし、同一年度内において、1事業所あたり100,000円を上限額とする。

(申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする事業所(以下「申請者」という。)は、補助金 交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類(写し)を添えて、事前に高崎商工会 議所会頭(以下「会頭」という。)に申請しなければならない。
 - (1) 第2条及び第3条の要件を満たす旨を証明する書類
 - (2) 前号の被雇用者であることを証明する書類
 - (3) 受検手数料が分かる書類
 - (4) その他会頭が必要と認める書類
- 2 会頭は、前項に規定する申請があったときは、その内容を高崎商工会議所内に設ける審査委員会(以下「審査委員会」という。)で審査し、補助金の交付について可否

を決定する。決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第6条 第5条による交付決定を受けた申請者は、受検後、補助金実績報告書兼請求書 (様式第3号)を提出し、補助金の交付を受けるものとする。
- 2 会頭は、前項による提出があったときは、その内容を審査委員会で審査し、支払うものとする。

(交付決定の変更)

- 第7条 申請者は第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、補助 金交付決定変更申請書(様式第4号)に必要書類を添え、会頭に申請しなければなら ない。
- 2 会頭は、前項の申請に基づき交付決定を変更するときは、前条第2項の規定を準用して補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第8条 会頭は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について、期限を定めて返還させることができる。
 - (1) この要綱又は法令に違反したとき。
 - (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
 - (3) 申請者から取消しの申し出があったとき。
 - (4) その他、会頭が交付の決定について不適当と認めたとき。
- 2 前項に規定する取消しを決定したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会頭が別に 定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。